

暮らしのお知らせ

受け付けは3月10日から

市営駐輪場

市では、ＪＲ成田駅や京成成田駅周辺にある有料駐輪場の令和6年度利用申請を3月10日(日)から受

け付けます。3月10日の午前中は混雑が予想されるため、最少人数で分散して来庁をお願いします。

日時と会場Ⅱ表Ⅰの通り

対象車両Ⅱ自転車、原動機

付自転車(125cc以下、

ＪＲ成田駅東口駐輪場は

50cc以下)

利用期間Ⅱ4月1日～3月

31日

申請に必要な物

○住所が確認できる物(マ

イナンバーカード、運転

免許証、保険証など)

○高校生以下の人は在籍を

確認できる物(学校が発

行する身分証明書、入学

前の場合は合格通知書な

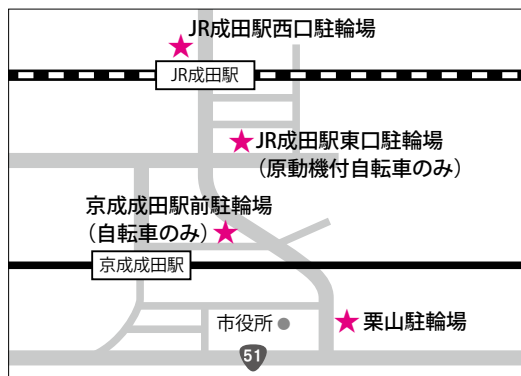
ど)

○使用料(表Ⅱの通り。釣

り銭のないように持って

きてください)

○自転車の車体番号と色を



控えた物

○原動機付自転車のナンバーと車

体の色を控えた物

○ＪＲ成田駅西口駐輪場のゲート

内を利用している人はＩＣカー

ド

○同居している家族以外の代理人

が申請する場合は委任状

使用料の免除Ⅱ次の人は使用料が

免除となりますので、証明でき

る物を持ってきてください

○生活扶助を受けている人

○残留邦人などに対する生活支援

給付を受けている人

○身体障害者手帳・精神障害者保

健福祉手帳・療育手帳・被爆者

健康手帳のいずれかの交付を受

けている人

○18歳未満の子を扶養している配

偶者のいない人とその人に扶養

されている18歳未満の子

○特定疾患などにより長期にわた

り治療を必要とする人

※申請は1人1台限りです。駐輪

場の併用はできません。くわし

くは交通防犯課(☎20・152

7)へ。

利用料の一部を補助

一時保育

市では、一時保育利用料の一部を年4回に分けて補助しています。

対象Ⅱ市に住民記録があり、保育

園などに通っていない未就学児

の保護者で、次のいずれかに当

てはまる人

○生活保護受給世帯

○市民税非課税世帯

○市民税所得割額が7万7、1

01円未満の世帯

対象となる利用料Ⅱ1～3月分

申請書配布場所Ⅱ保育課(市役所

2階)

申請方法Ⅱ3月15日(金)～29日(金)

(当日消印有効)に申請書と必要

書類を直接または郵送で保育課

(〒286・8585 花崎町7

60)へ

※くわしくは同課(☎20・160

7)へ。

切り替えて負担軽減を

ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、新薬の特許期間経過後に新薬と同じ有効成分で作られた安価な薬です。

市では、ジェネリック医薬品に

関する差額通知を3月下旬に送付

します。この通知は、現在処方

を受けている薬をジェネリック医薬

品に切り替えた場合、自己負担額

がどのくらい安くなるかをお知ら

せるものです。

通知の対象は20歳以上の国民健

康保険加入者で、自己負担額が一

定額以上軽減できると見込まれる

人です。

※くわしくは保険年金課(☎20・

1526)へ。

早めに連絡を

し尿のくみ取り

引越などできくみ取りが必要・不要になった時や、世帯主などを変更した時は、早めに環境衛生課(☎20・1531)へ連絡してください。

支払いには便利な口座振替をお勧めしています。納入通知書・預金通帳・届出印を持って、市内の金融機関または郵便局で申し込んでください。

※くわしくは同課へ。

地球にやさしい取り組みを

環境保全型農業 直接支援対策事業

国では、みどりの食料システム戦略を策定し、環境にやさしい農

業の取り組みを進めています。

市では、化学肥料や化学合成農薬の使用量を原則5割以上低減している、地球温暖化の防止や生物の保全に効果の高い営農活動に対して補助金の交付などを行っています。希望する人は農政課(☎20・1541)へ連絡してください。

※くわしくは同課へ。

利用料の一部を補助

認可外保育施設

市では、国の指導監督基準を満たした認可外保育施設(市外を含む。ただし、企業主導型保育事業所を除く)に通う未就学児の保護者に対し、利用料の一部を年4回に分けて補助しています。

対象Ⅱ市に住民記録があり、保育所などの入所基準を満たした未

就学児(3歳になった後の最初の3月31日までにある子)の保護者

対象となる利用料Ⅱ1～3月分

申請書配布場所Ⅱ保育課(市役所

2階)、市ホームページ(<https://www.city.naria.chiba.jp/download/page284000.html>)

申請方法Ⅱ3月15日(金)～29日(金)(当日消印有効)に申請書と必要書類を直接または郵送で保育課(〒286・8585 花崎町760)へ

※くわしくは同課(☎20・1607)へ。

令和6年度の受け付けを開始

病児・病後児保育室

成田ナースینگ保育室(押畑・

成田ナースینگ保育室(押畑・

市長日誌



市長日誌は市ホームページでも公開しています

2月1日(木)～15日(木)

- | | |
|-----|--|
| 1日 | 庁議
かとり農業協同組合との災害時における物資の供給に関する協定手交式 |
| 3日 | 成田山新勝寺・宗吾霊堂節分会 |
| 4日 | 成田市社会福祉大会 |
| 6日 | 成田国際空港騒音対策委員会
成田地区部会
「新しい成田空港」構想検討会
(Web会議) |
| 7日 | 印旛沼環境基金理事会
印旛郡市広域市町村圏事務組合
議会定例会 |
| 8日 | 伝統芸能まつり実行委員会
「新・BS日本のうた」公開収録 |
| 9日 | Air Japan(成田=バンコク線)
就航記念式典 |
| 10日 | さつまいもマルシェ
地域包括ケア講演会 |
| 11日 | 消防出初式 |
| 15日 | 千葉県市町村総合事務組合議
会定例会 |



消防団員を激励(11日)



物資の在庫管理業務を支援

能登半島地震被災地への支援

県では、能登半島地震の被災地である石川県珠洲市に対し、市町村などと連携しながら支援を行っています。本市からもこれまでに1月22日～26日に1人、1月31日～2月4日に3人、2月15日～19日に2人の職員を派遣し、避難所運営の支援を行いました。

また、皆さまから寄せられた義援金は、2月15日時点で日本赤十字社に160万3,343円を、共同募金会に11万5,915円を送金しました。

さまざまな手続きで使えます

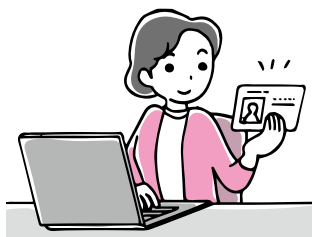
マイナンバーカード

マイナンバーカードを使うことで、簡単に行える手続きが増えています。

マイナンバーカードの申請は郵送やインターネットで行えます。申請書が手元にない場合は、市民課(市役所1階)で配布しているほか、郵送でも受け取ることができます。郵送での受け取りを希望する人は、同課(☎20・1553)へ連絡してください。

マイナンバーカードを申請した人は、交付通知書が届いたら、次の必要書類を持って同課で受け取ってください。

必要書類 交付通知書、マイナンバーの通知カード、本人確認ができる物(運転免許証、パスポートなど)官公署発行の顔写真



付きの物1点。または保険証、年金手帳など2点)、住民基本台帳カード(持っている人)

マイナンバーカードでもできること

マイナンバーの提示と本人確認が同時に行える公的な身分証明書として利用できるほか、次のような手続きができます。

○インターネットで確定申告書が提出できるe・Taxなどの利用
○全国のコンビニエンスストアやイオン(成田店を含む一部店舗)での住民票、印鑑登録証明書、課税証明書、非課税証明書、所得証明書、戸籍謄(抄)本・戸籍の附票(本市に住民登録と本籍がある人のみ)などの交付

コンビニ交付がお得に利用できます

マイナンバーカードを普及促進するため、令和8年3月31日までコンビニ交付サービスにかかる手数料を100円減額していますので、ぜひ利用してください。

暗証番号が不要なマイナンバーカードも

暗証番号の設定や管理に不安がある人のために、暗証番号が不要な顔認証マイナンバーカードができました。これは本人確認書類や健康保険証として利用できます。

なお、e・Taxやコンビニ交付サービスは利用できません。
※くわしくは市民課へ。

3月下旬に送付

医療費通知

市では、国民健康保険に加入している人に、3月下旬に医療費通知を世帯主宛てで送付します。

これは、11・12月に国民健康保険で受診した医療費の総額と窓口負担額をお知らせするものです。

※くわしくは保険年金課(☎20・1526)へ。

集積所に出さないで

多量のゴミ処理

引っ越しなどで多量に出るゴミや資源物をごみ集積所に出すと、周囲の迷惑になることがあります。

処理施設へ直接持ち込むか、成田市一般廃棄物収集運搬業許可業者へ処理を委託してください。

また、ごみの中には雑がみ、衣類・布類など、リサイクルできる資源物が多く含まれていることがあります。

正しい分別を心掛けましょう。
処理施設へ自己搬入する場合

○可燃ごみ…成田富里いずみ清掃工場(☎36・1689)

○資源物…リサイクルプラザ(☎36・1000)

受付日時 月～土曜日(祝日を含む) 午前8時30分～正午、午後1時～4時30分

※土曜日・祝日に搬入する場合は、前日までに各施設に連絡してください。くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

開始・中止は早めに連絡を

水道・下水道

水道・下水道の使用開始・中止、名義変更、口座振替の申し込みはヴェオリア・ジェネッツ(株)成田営業所(☎22・8880)に連絡してください。同社ホームページ(htt

ps://www.jenet.sjp/cs/index.cgi?area=06)でも使用開始・中止の申し込みができます。



ニュータウン地区(中台・加良部・赤坂・玉造・橋賀台・吾妻)は県営水道のため、県水お客様セ

ンター(☎0570・001・245)へ連絡してください。

※くわしくは、水道については水道部業務課(☎22・0269)、下水道については下水道課(☎20・1553)へ。

新たに始まりました

戸籍謄本などの広域交付

本籍が市内にない場合でも、市民課(市役所1階)または下総・大栄支所で、戸籍謄本や除籍謄本などを取得できるようになりました。

取得できるのは、本人のほか、配偶者や父母・子・孫などの直系尊属・直系卑属です。

交付を希望する人は、マイナンバーカードや運転免許証などの官公署が発行している写真付きの本人確認ができる物を持って、同課または下総・大栄支所で交付を受けてください。なお、休日窓口サービスでは交付できません。

戸籍謄(抄)本の添付が不要に

婚姻届や養子縁組届などを提出する際、戸籍謄(抄)本の添付が不要になりました。

※くわしくは市民課(☎20・1525)へ。